定　　款

2026年9月1日改定

株式会社Ｇｉｎｚａ

第１章　総　　則

（商号）

第１条　　当会社は、株式会社Ｇ ｉ ｎ ｚ ａと称し、英文では Ginza Corporation と表示する。

（目的）

第２条　　当会社は、次の各業務を営むことを目的とする。

（１）　給水・排水設備、衛生設備、水洗便所、風呂、厨房設備の設計・施工

（２）　冷暖房設備の設計・施工

（３）　建物の内装、外装工事の設計・施工

（４）　建物の設計及び工事監理

（５）　土木建築工事の設計、施工及び管理

（６）　インテリアデザインの企画及び設計

（７）　不動産の売買、賃貸及び仲介並びに所有、管理及び運用

（８）　住宅設備機器及び水回り生活周辺機器並びに生活雑貨類の販売

（９）　上記各号に付帯する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　　当会社は、本店を東京都中央区に置く。

（機関）

第４条　　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

（１）　取締役会

（２）　監査役

（公告方法）

第５条　　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株　　式

（発行可能株式総数）

第６条　　当会社の発行可能株式総数は 3,200,000 株とする。

（自己の株式の取得）

第７条　当会社は、会社法第 165 条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第８条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）

第９条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）　会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利

（２）　会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利

（３）　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第 10 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２．　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

３．　当会社の株主名簿および及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規程）

第 11 条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株主総会

（招集）

第 12 条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度の末日から３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合には、随時招集することができる。

（定時株主総会の基準日）

第 13 条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年２月末日とする。

（招集権者及び議長）

第 14 条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２．取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（決議の方法）

第 15 条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２．会社法第 309 条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 16 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２．株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第 17 条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

（電子提供措置等）

第 18 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２．当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第４章　取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第 19 条　当会社の取締役は、６名以内とする。

（取締役の選任方法）

第 20 条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。

２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以

上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３．　取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第 21 条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．　増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第 22 条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

２．　取締役会は、その決議によって、取締役社長１名を選定し、また必要に応じ、取締役相談役、取締役会長各 1 名及び取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 23 条　取締役会は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２．取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 24 条　取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）

第 25 条　取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

２．　当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第 26 条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（取締役会規程）

第 27 条　取締役会に関する事項は、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第 28 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって決める。

（取締役との責任限定契約）

第 29 条　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役である者を除く。）との間で、当該取締役の会社法第 423 条第１項の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第５章　監査役

（監査役の員数）

第 30 条　当会社の監査役は５名以内とする。

（監査役の選任方法）

第 31 条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。

２．　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第 32 条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（監査役の報酬等）

第 33 条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任限定契約）

第 34 条　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、監査役との間で、当該監査役の会社法第 423 条第１項の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないとき

は、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第６章　計　　算

（事業年度）

第 35 条　当会社の事業年度は、毎年３月１日から翌年２月末日までの１年とする。

（剰余金の配当の基準日）

第 36 条　当会社の期末配当の基準日は、毎年２月末日とする。

２．　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）

第 37 条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年８月 31 日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当等の除斥期間）

第 38 条　配当財産が金銭である場合、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則

（電子提供措置等の効力発生日）

第１条　　第 18 条（電子提供措置等）の新設は、当社が振替株式（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式）を発行している会社となった日から効力を生ずるものとする。

２．　本条は、前項に定める日後にこれを削除する。